

なら 労働時報

2013年(平成25年)
4月号 通巻344号

今月の主な内容

- 社員・シャイン職場づくり推進
表彰企業・登録企業のご紹介
- 労働条件の明示・就業規則の周知を
- 労務改善 Q&A 解雇と自己都合退職

改正労働契約法のポイント

有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めの不安の解消のため、また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件を定められることがないようにするため、労働契約法が改正されました。

1 無期労働契約への転換 (平成 25 年 4 月 1 日施行)

有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

※ 5 年のカウントは、このルールの施行日以後に開始する有期労働契約が対象です。

※ 無期労働契約の労働条件は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります（別段の定めにより変更可能）。

2 「雇止め法理」の法定化 (平成 24 年 8 月 10 日施行)

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

3 不合理な労働条件の禁止 (平成 25 年 4 月 1 日施行)

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/

ご存じですか？ 労働委員会

労使間のトラブルの解決をお手伝いします。

- 個々の労働者又は労働組合と使用者間の問題を、労使双方の話し合いによる自主的な方法で解決することが困難になった場合に利用していただけるのが労働委員会です。

解決の方法として

「労働争議の調整」

「個別労働関係紛争のあっせん」

「不当労働行為の審査」

等を行っています。

- 手続きは簡単で、費用は無料です。
- 制度の利用については、お気軽にご相談下さい。

奈良県労働委員会事務局（奈良市法蓮町 757 奈良県奈良総合庁舎）

TEL：0742-20-4431

FAX：0742-23-3530

URL：http://www.pref.nara.jp/1704.htm



社員・シャインな職場訪問記 ①⑥



平成 23 年度表彰企業のご紹介も

今回がいよいよ最後となります。

若年者雇用推進部門賞を受賞された

株式会社 明新社 さんです。

総務課長の安曾田真由美さんにお話を伺いました。



株式会社 明新社

事業内容：総合印刷業

本店所在地：奈良市南京終町3丁目464番地

TEL：0742-63-0661

URL：http://www.meishin.co.jp/

★★インターンシップを受け入れ始めたきっかけと最近の受け入れ状況について教えてください。★★

取引先の学校様から生徒を受け入れてもらえないかと依頼されたのがきっかけで、最近では、毎年高校生を約 20 名と専門学校生を 2～3 名受け入れています。

夏休み期間中を中心に、3～4 日間でデザイン・編集から印刷・製本まですべての作業を体験していただき、社内報のデザインなどをお願いすることもあります。



インターンシップの様子



社員の皆さんとご家族

★★インターンシップを受け入れて良かったことはありますか？★★

仕事内容を誰かに教えることは、社員のスキルアップにつながりますので、若手社員を中心に担当にしています。

高校 1 年生もインターンシップに来られますので、ほとんどアルバイトなどの経験もなく最初はみな大変緊張されています。しかし仕事を体験していくうちに、こういう仕事もあるんだなと実感していただけるようです。自分が作業したものが形になり嬉しそうな学生さんを見ると、私達も大変喜ばしく感じます。

★★働きやすい職場づくりに取り組むうえで大切にされていることは何ですか？★★

社員に長く働いてもらえる職場づくりです。一度身につけていただいた技術や能力をできるだけ長く当社で活用してもらうことが、重要と考えています。退職者の代わりに新しく従業員を雇用した場合、スキルを習得してもらうのに時間もかかりませんし、教える側の社員の負担にもなります。最近では有給休暇の取得を推進するため、半日単位の取得を可とし、年間必ず 5 日は計画的に取得するなどの取り組みを行っています。

全従業員数 47 名と小規模ながらも、若年者雇用に貢献し、継続しやすい職場環境整備に取り組まれている結果、結婚や出産を機に退職する女性社員はほとんどいないということです。

今後も、さらなる取り組みを進められますことを期待しております！！



労働条件通知書を交付していますか？ 就業規則を周知していますか？

職場でのトラブルを避け、良好な労使関係を築くためには、労働条件を明示した書面（労働条件通知書）を労働者に交付して、その内容を労使双方で確認し、誤解のない労働契約を結びましょう。また、就業規則を周知しましょう。

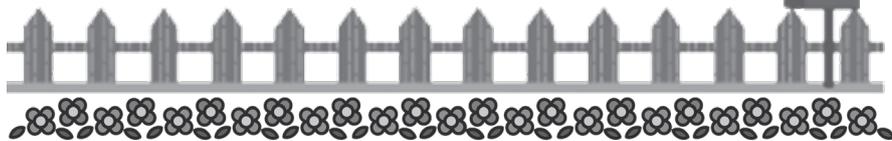
※ 労働基準法第 15 条では、労働契約を結ぶ際、賃金などの労働条件を明示した書面（労働条件通知書）を事業主から労働者に交付することを義務付けています。

※ 労働基準法第 106 条では、就業規則を常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付すること等により、労働者に周知させることを義務付けています。

◆お問い合わせ 奈良労働局労働基準部監督課 TEL: 0742-32-0204

奈良県社員・シャイン職場づくり 推進登録企業のご紹介

10月号に引きつづき
平成23年度にご登録
いただいた企業の
取組内容の一部を
ご紹介します。



医療法人 弘生会

所在地：香芝市関屋北5丁目11-1
業種：医療業
URL：<http://www.kouseikai-sekiya.or.jp/>

- 子の小学校就学前まで、短時間勤務制度を利用できる。
- 託児施設を設置している。
- 配偶者の出産前後の休暇制度（3日）がある。
- 障害のある労働者が5年以上勤務されている。



財団法人 信貴山病院

所在地：生駒郡三郷町勢野北4丁目13-1
業種：医療業
URL：<http://www.heartland.or.jp/>

- 配偶者の出産前後の休暇制度（2日）がある。
- 過重労働及びメンタルヘルス相談窓口を設置している。
- 障害のある労働者が5年以上勤務されている。



社団法人 奈良県トラック協会

所在地：大和郡山市額田部北町981-6
業種：トラック運送の振興
URL：<http://www.narata.or.jp/>

- 子の小学校就学前まで、短時間勤務制度を利用できる。
- 子の学校行事の参加休暇制度（3日）がある。
- 企業のトップが女性の活用などの企業方針を明確化している。
- 労働者自らの能力開発・向上にかかる取組を支援している。



西垣靴下株式会社

所在地：大和高田市大谷61
業種：製造業
URL：<http://www.nishikutu.co.jp/>

- 短時間労働者等から正規労働者に登用する制度がある。
- 会社の方針として正規雇用の拡大を公表している。
- 65歳以上であっても健康で働く意欲があれば、短時間での勤務も含め、新規雇用を認めている。



労務改善Q&A



部長から「支店の業務縮小のため辞めてもらいたい」と再三ほのめかされたので、「辞める」と答えましたが、その後、会社側は態度を変え、他店への異動を打診されました。遠方の支店への通勤は困難で、私はすでに退職するつもりであり、解雇されたと考えていますが、この場合、会社が主張するように自己都合退職となるのですか。(40歳男性：認知症の母を扶養)



最初に部長から整理解雇を打診され、それに同意したということですね。会社が社員を整理解雇する場合、人員整理の必要性、解雇回避努力、整理対象者選定の合理性、整理手続きの妥当性という、『整理解雇の四要件』を問われます。会社はこれらの要件を十分意識しながら、慎重にリストラを進めなければなりません。これらの要件を欠くと、対外的に会社側の『解雇権濫用』とみなされる可能性が高くなります。

その後会社は一転して、遠方の支店へ異動を打診しています。四要件を意識した対応だったのか定かではありませんが、これにより整理解雇の話は一旦棚上げになったと言えます。しかし、遠方への転勤が困難という理由で、相談者は退職の意思撤回を固辞しています。

このようなケースですと、雇用保険の離職票に、会社が自己都合退職と記載するかもしれません。しかしながら、事業主の命による転勤に伴う長時間通勤・扶養家族との別居の回避など、正当な理由を相談者がハローワークに申告し、資料を提出すれば、会社都合退職と同等の扱いである『特定理由離職者』に認定される可能性があります。これにより基本手当(いわゆる失業手当)の所定給付日数が手厚くなりますし、国民健康保険の保険料(税)軽減制度を受けることが可能となります。

なお、退職届をお書きになる場合、『貴社より整理解雇を打診された後、遠隔地(〇〇県〇〇市)への転勤を打診されましたが、長時間通勤または扶養家族との別居は困難となりますので、〇月〇日付けをもちまして退職致します。』等の記述を入れ、写しを残しておきたいところです。

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き(新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値)>

	人口 (年度は10月1日)	新規求職数	新規求人数	新規求人倍率	有効求職数	有効求人数	有効求人倍率 <()内は全国値>
平成21年度	1,400,951	73,204	61,604	0.84	327,001	152,468	0.47 (0.45)
22年度	1,400,728	73,184	67,553	0.92	315,552	172,317	0.55 (0.56)
23年度	1,395,687	71,510	73,830	1.03	310,712	188,356	0.61 (0.68)
平成24年10月	1,389,690	5,557	6,648	1.17	24,191	17,440	0.70 (0.81)
11月	1,389,503	4,732	6,900	1.18	23,279	17,805	0.71 (0.82)
12月	1,389,066	4,235	5,367	1.00	21,705	16,656	0.70 (0.83)
平成25年1月	1,388,620	5,873	6,717	1.25	22,213	17,161	0.71 (0.85)

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き(年平均、月平均 事業所規模5人以上)>

	賃 金 (円)		労働時間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成21年	287,893	239,319	138.8	6.8
22年	280,796	235,211	137.3	7.2
23年	280,346	232,472	136.1	7.2
平成24年9月	225,005	222,143	138.0	8.0
10月	223,898	220,711	138.2	8.5
11月	223,522	221,339	141.9	8.5
12月	441,836	222,151	135.6	8.6

(毎月労働統計調査地方調査より)

相談窓口

■ 労働相談ダイヤル

奈良県雇用労政課
0120-450-355 月～金 9時～17時
エルトピア奈良(奈良労働会館)
0742-26-6900 第2・第4土 13時～17時
エルトピア中和(中和労働会館)
0745-22-6631 第1・第3土 13時～17時

■ 奈良県労働委員会

0742-20-4431 月～金 8時30分～17時
労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」を行っています。

■ しごと相談ダイヤル

奈良しごとiセンター
0742-23-5730 月～土 9時～17時
高田しごとiセンター
0745-24-2010 月～土 9時～17時
パート・内職・技術講習など情報を提供。

仕事探しがさらに便利に!

■ 奈良県地域就職支援センター

0742-25-3708 月～金 8時30分～17時
奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階
求人情報の閲覧、仕事の紹介が可能です。

※いずれも祝日・年末年始を除く

なら労働時報 通巻344号 平成25年4月1日発行

発行 奈良県産業・雇用振興部雇用労政課 〒630-8501 奈良市登大路町30
電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>